

文化発展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

プログラムのご紹介



マカオ以外の撮影チームがマカオで取材と撮影することをサポートし、現地の映像企業にマカオ以外の映像作品の撮影に携わる機会を与えることにより、現地従業者の知識と経験を向上します。同時に、マカオ特別行政区のイメージ宣伝を強化して国際知名度をアップし、クリエイティブ産業及び旅行の連動性を強めることにもつながります。

申請期間

2024年2月6日～2024年11月29日

(予算がなくなり次第、申請終了となります。)



文化発展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

補助対象範囲

1



アニメーション作品を除き、マカオで取材と撮影された、且つ以下の長さに該当する映像作品は、同シーズンの異なるエピソードに対して1回だけ申請できます：

	映像作品の長さ	マカオをロケ地にしたシーンの長さ
 ドラマ(1本)	≥225分	≥10分
 映画/ドキュメンタリー	≥80分	≥2分
 バラエティ番組	≥30分	≥5分
 ミュージックビデオ(MV)	≥3分	≥1分
 動画広告	≥30秒	≥10秒

2



マカオ以外の映像プロジェクトを補助対象とします。即ちマカオ以外の撮影チームより主導し、且つマカオをロケ地にした撮影を指します。(チームメンバーがマカオでの撮影現場に参加する必要があります。)

2

詳細は申請規則おご参照ください

文化発展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

補助に関する要件

映像作品の撮影について



- 申請期間の開始（2024年2月6日）前に、申請プロジェクトはマカオにおける取材と撮影の如何なる仕事**がまだ展開されていません**。
- 申請プロジェクトはマカオでの撮影日数が**3日**以上である必要があります。
- 補助事業計画期間中に**公開放送を完了し**、且つ公開映像の長さ及びマカオをロケ地にしたシーンの長さが規定の時間制限に該当しなければなりません。

公開放送

 <p>映画、ドキュメンタリー、バラエティー番組、ドラマ</p>	<ul style="list-style-type: none">• 映画館発行/上映• テレビ放送• 映像動画サイト発行/上映• 映画祭上映 <p>*個人メディアのプラットフォームでの放送は含まれません。</p>				
 <p>ミュージックビデオ(MV)、動画広告</p>	<table><tbody><tr><td>オンライン放送メディア</td><td>オフラインメディア</td></tr><tr><td><ul style="list-style-type: none">• ウェブサイト• テレビ</td><td><ul style="list-style-type: none">• ショーピングセンター/戸外テレビ• 公共交通機関のテレビ</td></tr></tbody></table> <p>*放送期間は連続5日以上である必要があります。</p>	オンライン放送メディア	オフラインメディア	<ul style="list-style-type: none">• ウェブサイト• テレビ	<ul style="list-style-type: none">• ショーピングセンター/戸外テレビ• 公共交通機関のテレビ
オンライン放送メディア	オフラインメディア				
<ul style="list-style-type: none">• ウェブサイト• テレビ	<ul style="list-style-type: none">• ショーピングセンター/戸外テレビ• 公共交通機関のテレビ				

文化発展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

申請資格及び補助金対象者

申請者は“マカオ以外の映像プロジェクト”のマカオ制作団体(マカオで撮影仕事の手配や予算執行を管理する団体)であり、且つ以下の条件を満たすことが要件となります：



マカオ特別行政区住民である個人事業者(自然人)

或



マカオ特別行政区の法律によって設立される法人企業



経営事業が映像制作に関わる業者
(商業登記の情報或いは営業税申告表を基準にする)

補助金類型



手当

- ・ 交付される補助金の上限額は申請プロジェクトがマカオで取材と撮影する仕事に関わる経費予算の40%であり、上限が200万マカオパタカとなります。
- ・ 交付される補助金額はマカオでの撮影やロケにかかる実費に応じて調整されます。

補助事業期間



36か月

補助金対象者の数

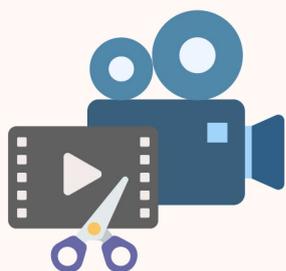


制限を設定せず、
定期的に審査します

文化発展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

補助金経費の範囲



制作費

(マカオ特別行政区の個人事業者/マカオ住民仕入先に限って提供することが必要とし、マカオで撮影、演出及び後期制作するサービス或いは商品によって発生される費用を含みます)



交通費、移動費 及び運送費

(エコノミークラス)



会場、事務所及びほかの不動産の賃借料
(マカオ現地ロケ地賃料に限ります)



設備及びほかの
不動産の賃借料



宿泊費

(エコノミー/
スタンダードルーム)

*他の費用は申請者より提供するサービス或いは商品の費用
が経費予算として認められません。

文化發展基金

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

審査標準



マカオのイメージに対する
宣伝効果



映像作品の制作規模及び放
送媒介の認可度



マカオの現地映像業界の
参加率



申請者の管理レベル、執行能
力、専門性及び技術能力、経験

*マカオ以外の撮影チームが外国で合法的に設立された団体である場合、申請にはつか点数が
与えられ、最大10点が加算されます。

*申請者のプロジェクト実施及び返済の記録（ある場合）も考慮されます。

お問い合わせ



☎ 2850 1000
✉ dgaf@fdc.gov.mo
🌐 www.fdc.gov.mo

2024年“マカオロケ地”映像作品の撮影に関する補助金プログラム

1. 補助目的

文化発展基金が『文化発展基金補助金交付規則』の規定により、本補助金プログラムを設立して、マカオ以外の撮影チームがマカオで取材と撮影することをサポートし、現地の映像企業にマカオ以外の映像作品の撮影に携わる機会を与えることにより、現地従業者の知識と経験を向上して現地の人に多くの仕事機会を創り出す同時に、マカオ特別行政区のイメージ宣伝を強化して国際知名度をアップし、クリエイティブ産業及び旅行の連動性を強めることにもつながります。

2. 申請期間

2.1 申請期間：2024年2月6日午前9時から2024年11月29日午後5時30分まで。本補助金プログラムの予算がなくなり次第、早めに申請終了となり、本基金サイトに公布されることとなっています。

3. 補助対象範囲

3.1 アニメーション作品を除き、マカオで取材と撮影された、且つ以下の長さに該当する映像作品は、同シーズンの異なるエピソードに対して1回だけ申請できます。

3.1.1 放送時間が225分以上且つマカオをロケ地としたシーンの長さが10分以上となるドラマ（1本）；

3.1.2 放送時間が80分以上且つマカオをロケ地としたシーンの長さが2分以上となる映画、ドキュメンタリー；

3.1.3 放送時間が30分以上且つマカオをロケ地としたシーンの長さが5分以上となるバラエティー番組；

3.1.4 放送時間が3分以上且つマカオをロケ地としたシーンの長さが1分以上となるミュージックビデオ（MV）；

3.1.5 放送時間が30秒以上且つマカオをロケ地としたシーンの長さが10秒以上となる動画広告。

3.2 マカオ以外の映像プロジェクトを補助対象とします。即ちマカオ以外の撮影チームより主導し、且つマカオをロケ地にした撮影を指します（チームメンバーがマカオでの撮影現場に参加する必要があります）。

4. 補助に関する要件

4.1 映像作品の撮影について

4.1.1 申請期間の開始日（2024年2月6日）前に、申請プロジェクトはマカオにおける取材と撮影の如何なる仕事がまだ展開されていません。

4.1.2 申請プロジェクトはマカオでの撮影日数が3日以上である必要があります。

4.1.3 補助事業計画期間中に公開放送を完了し、且つ公開映像の長さ及びマカオをロケ地にしたシーンの長さが第3.1項に規定される時間制限に該当しなければなりません。

4.1.3.1 映画、ドキュメンタリー、バラエティー番組、ドラマの場合、公開放送とは公開放映のことを指し、即ち映画館発行/上映、テレビ放送、映像動画サイト発行/上映、映画祭放映などが挙げられますが、ただし個人メディアのプラットフォームでの放送は公開放送とは言いません。

4.1.3.2 ミュージックビデオ（MV）、動画広告の場合、公開放送とはウェブサイト放送やテレビ放送などのオンラインメディア、またはショッピングセンター/戸外テレビ、公共交通機関のテレビ放送などのオフラインメディアでの放送を指し、しかも放送期間は連続5日以上である必要があります。

5. 申請資格及び補助金対象者

5.1 申請者は“マカオ以外の映像プロジェクト”のマカオ制作団体（マカオで撮影仕事の手配や予算執行を管理する団体）であり、且つ以下の

条件を満たすことが要件となります。

- 5.1.1 個人事業者（自然人）である場合、マカオ特別行政区の住民であり、且つ課税事業者として財政局に登録されたものとします；
- 5.1.2 法人企業である場合、マカオ特別行政区の法律によって設立されるのが必須条件で、また課税事業者として財政局に登録されたものとします；
- 5.1.3 経営事業が映像制作に関わること（第12.1.2項の商業登記情報或いは12.1.3項の営業税申告表を基準にします）。

6. 補助金類型

- 6.1 手当。

7. 本補助計画の総予算額、補助金対象者の割当及び補助金額の上限

- 7.1 本補助計画の総予算額：2,400万マカオパタカ。

7.2 割当：上限を設定せず、定期に審査します。しかし、最終的に資金援助が承認されるプロジェクトの数は、上記で述べたように、本補助計画の総予算によって制限されます。

- 7.3 手当：交付される補助金の上限額は申請プロジェクトがマカオでの取材と撮影仕事に関わる経費予算（即ち第8.1項及び第8.2項の合計額）の40%であり、上限が200万マカオパタカとなります。

- 7.4 交付される補助金額はマカオでの撮影およびロケに要した実費に応じて調整されます。詳細は第9項（補助金の調整）をご覧ください。

8. 受給できる及び受給できない補助経費対象

- 8.1 受給できる且つ経費予算として計上される経費は、補助事業期間内にプロジェクト執行に関わる経費を指します：

- 8.1.1 制作費（マカオ特別行政区の個人事業者／マカオ住民仕入先）：マカオ特別行政区の個人事業者／マカオ住民より提供した映像制作（マカオでの撮影、演出及び後期制作）に関わるサービス或いは製品によって発生される費用に限ります。

- 即ちプロダクションマネージャー、監督、プロデューサー、出演者、カメラマン、照明、美術及びスタリスト、メイクアップアーティスト、録音などに関する人件費、道具ロケーションや服装などに関する物件費及び後期制作費（音声、編集、カラリスト、CGデザイナー、サントラ）などが含まれます；
- 8.1.2 **交通費、移動費及び運送費（エコノミークラス）**：撮影チームメンバーがマカオを往復するエコノミークラス（出発地或いは到着地がマカオである）及びマカオ現地の交通費、機材の運送費に限ります；
- 8.1.3 **会場、事務所及びほかの不動産の賃借料**：マカオで撮影することによって発生される現地撮影場所の賃借料に限ります；
- 8.1.4 **設備及びほかの動産の賃借料**：マカオで撮影することによって発生される機材設備（撮影機材、照明機材、録音機材、発電機/機、レール）の賃借料に限ります；
- 8.1.5 **宿泊費（エコノミー/スタンダードルーム）**：撮影、演出及び後期制作に直接参加するメンバーがマカオ現地の営業許可証を有するホテルに宿泊する費用（エコノミー/スタンダードルーム）に限ります；
- 8.2 **受給できないが経費予算として計上される経費**：
- 8.2.1 **制作費（非マカオ特別行政区個人事業者／非マカオ住民仕入先）**：非マカオ特別行政区の個人事業者／非マカオ住民より提供した映像制作（マカオでの撮影、演出及び後期制作）に関わるサービス或いは製品によって発生される費用が含まれる；
- 8.2.2 **交通費、移動費及び運送費（非エコノミークラス）**：撮影チームメンバーがマカオを往復する非エコノミークラス（出発地或いは到着地がマカオである）；
- 8.2.3 **宿泊費（非エコノミー／スタンダードルーム）**：マカオにおける撮影、演出及び後期制作に直接参加するメンバーがマカオ現地の営業許可証を有するホテルに宿泊する費用（非エコノミー／スタンダードルーム）；

- 8.2.4 **保険費**：マカオで撮影することによって発生される保険費が含まれます。
- 8.2.5 **その他の経費**：マカオで撮影することによって発生される**食事代、機材購入費**或いは**修理代**及び**合意された手続業務(AUP)にかかる費用**に限ります。
- 8.3 **第8.1項及び第8.2項**に記載された費用は、プロジェクトがマカオでの取材と撮影仕事の経費予算の対象として認められますが、その他の経費及び申請者より提供するサービス或いは商品の費用は経費予算の対象として認められません。

9. 補助金の調整

- 9.1 補助されるプロジェクトがマカオでの取材と撮影仕事の**実費が申請書に記入された経費予算を下回る場合は**、（「経費予算－実費」/経費予算）の比例によって補助金額を**下へ調整する**ものとします。

10. 補助事業期間

- 10.1 補助期間は**36か月**とし、その起算日は、ネットで申請書の提出を確認した後、翌日から或いは協議書締結の翌月1日から起算します。具体的な期日については、本基金と補助対象者との協議により決定します。
- 10.2 補助対象者が補助事業期間内に合理的な理由のある申請書を事前に提出することにより、基金行政委員会が補助事業期間を1回若しくは複数回延長することを許可できます。ただし、累計した延長期間が本来の期間の半分を超えてはなりません。

11. 信用保証

- 11.1 申請者が法人企業である場合、**企業の主要株主**は、申請者が補助金を差し戻し若しくは返還する時に（例えば補助金交付決定の取消、実費が経費予算を下回る場合）発生される債務を保証するため、**信用保証をする必要があります**。
- 11.2 補助対象者及び信用保証人はプロジェクトに対しての**約束手形及び**

責任声明書に署名しなければなりません。

12. 申請

12.1 申請者は、マカオ公共サービスワンアカウント（以下、ワンアカウント）のユーザーアカウントを使用して文化発展基金オンライン申請システムにログインし、申請表を記入したうえ、下記の書類をアップロードしなければなりません：

- 12.1.1 申請者の法定代表者の身分証明書類；
- 12.1.2 商業登記証明書（ある場合）；
- 12.1.3 営業税申告表（M/1）の写し、若しくは財政局発行の開業申告書；
- 12.1.4 申請者がマカオ特別行政区に対して、未決済の寄付金、税金、その他の支払債務がないことを証明する財政局発行の証明書類；
- 12.1.5 申請者の直近の営業税納税証明書－M/8；
- 12.1.6 社会保障基金への納付を証明する書類、または納付義務がない場合はその旨の宣言書；
- 12.1.7 企業の過去2年間の損益計算表；
- 12.1.8 あらすじなど、映像作品についての内容紹介；
- 12.1.9 申請者がマカオ以外の撮影チームと締結した協議書またはマカオ以外の撮影チームの許可証明書（申請者がマカオでの仕事の手配と予算執行を管理することを証明できる協議書、許可証明書でなければなりません）；
- 12.1.10 申請プロジェクトの詳細な計画書（撮影スポットやシーン、時間、映像放送チャンネル及び申請者が担当する仕事の内訳など、マカオでの撮影計画を詳細に説明できるものが必要です）；
- 12.1.11 申請プロジェクトの財務予算（本基金に定められる書式のとおりにご記入ください）；
- 12.1.12 申請者及び“マカオ以外の撮影チーム”の映像制作経験（過去制作に携わった映像作品、放映及び発行の実績、チームの

ご紹介、受賞証明など) ;

12.1.13 協力合意書、経費予算の見積書など申請に資するその他の書類 ;

12.2 申請者は、記入した資料やアップロードした書類に間違いがないことを確保し、また現場で提出する予定の、且つアップロードができない実物資料を事前に記入しなければなりません。ネットで申請を提出した次第、プロジェクトの内容を変更することはできません。

12.3 申請者は、締め切り日 (2024 年 11 月 29 日午後 5:30) までに**本基金**の窓口にて **12.2 項**の情報を提出する前に現場で申告した実物資料をご提出ください。本基金は期限超過の申請提出、及び事前に申請システムで申告していない申請書類と情報の提出を受け入れません。

12.4 申請書の言語 : 中国語、ポルトガル語または英語でご記入ください。

12.5 申請者が遵守すべき規定及び注意事項 :

12.5.1 申請者は、本基金が第12.1.2項に規定される商業登記証明書、第12.1.4項に規定される無債務証明書に対する調査を申請システムで同意することができます。これによって関連書類の提出が免除されるものとします。

12.5.2 本基金は、申請者に対し、申請ファイルを構成するために不可欠とみなされる書類、報告書、または書類の原本、詳細の説明及び資料の提出を要求することができます。

12.5.3 申請者は、記入した資料及びアップロードした書類に間違いがないことを確保しなければなりません。本基金の別途通知がない限り、申請者が提出済の書類及び資料に対しての変更は一切受け入れません。

12.5.4 申請者は、補助金を取得するために、虚偽の声明、虚偽の資料の提出、またはその他の不法手段を用いてはなりません。

12.5.5 申請者が申請を取り下げようとする場合、直ちに書面にて**本基金**に知らせるものとし、補助申請が即刻に取り下げられると見なされます。

12.5.6 本基金は、当該プログラムに関して、受け入れたすべての書類を一切差し戻しません。

13. 初期分析

- 13.1 本基金は、申請ファイルに対して、**初期分析**を行うことによって、申請者の資格、第 12 項に規定される書類に不備はないか及び補助申請が補助金交付の要件（即ち第 3 項補助対象範囲、第 4 項補助に関する要件及び第 5 項申請資格及び補助金対象者の要件）を満たしたかを確認しなければなりません。
- 13.2 申請ファイルが前項の規定に該当しない場合、本基金が申請者に 5 日以内に関連書類の追加提出を要求できます。ただし、**第 12.1.1 項から第 12.1.7 項までに規定される書類に限ります。**
- 13.3 補助申請が補助金交付の要件を満たさない場合、または申請者が前項に規定される期間内に必要な書類を提出できない場合、または追加提出した書類が依然として規定に該当しない場合、基金行政委員会が関連の申請に対して却下するものとします。
- 13.4 初期分析を通して、以下のいずれかに該当する場合、**本基金が当該申請を却下し、審査評価のプロセスまで進めないものとします：**
- 13.4.1 申請プロジェクトが本基金の本旨にそぐわない場合；
 - 13.4.2 申請プロジェクトが第3項に規定される補助対象外である場合；
 - 13.4.3 申請プロジェクトが第4項に規定される補助要求に該当しない場合；
 - 13.4.4 申請者が第5項に規定される申請資格及び補助対象者に該当しない場合；
 - 13.4.5 申請ファイルが第12項に規定される申請規定に該当しない場合；
 - 13.4.6 申請者が、本基金に他の補助されているプロジェクトにおいて、期限を過ぎてもなお補助金の返済、返還、払い戻しがまだ完成していない場合；
 - 13.4.7 申請者が本基金の補助拒否リストに登載されている場合；
 - 13.4.8 申請プロジェクトがマカオの他の公共部門若しくは公共団体が公布された補助金プログラムの対象である場合；

- 13.4.9 申請者は同じプログラムについて重複した申請を行っている；
- 13.4.10 申請プロジェクトが7月8日第10/78/M号法律（本地域におけるポルノ及びわいせつ物の販売、陳列及び展示に関する措置）に規定されるポルノ映像作品に分類される、またはマカオ以外における地域でポルノ映像作品であると評定される場合；
- 13.4.11 申請プロジェクトが国家安全に危害を加えて、公の秩序または善良の風俗に反する場合；
- 13.5 申請却下の状況がない場合、基金行政委員会が申請ファイルを活動及びプロジェクト審査委員会に送付し、審査を行うものとします。

14. 審査

- 14.1 **活動及びプロジェクト審査委員会の委員**は、審査すべきプロジェクトの性質に応じて、行政委員会の主席が関連分野の専門家リストから3～7名の**映像業界、学术界及びビジネス界の専門家**を招待し、審査委員を務めてもらうこととなっています。
- 14.2 活動及びプロジェクト審査委員会は、委員総数の半数以上が出席した場合にのみ開催することができます。また、都度の会議に対して、審査結果や重要事項を記録した議事録を作成することが必要とされています。
- 14.3 申請者の代表は**審査会議に出席して申請プロジェクトの内容を紹介し、且つ審査の質問を回答しなければなりません。申請者が合理的な理由により会議に出席できない場合は、提出された書類に基づいて書類審査を行うか、さもなければ申請を放棄したものと見なされます。**
- 14.4 活動及びプロジェクト審査委員会は以下の**審査基準**によって評点します：
 - 14.4.1 プロジェクトがマカオのイメージに対する宣伝効果（25%）；
 - 14.4.2 映像作品の制作規模及び放送媒介の認可度（25%）；
 - 14.4.3 マカオの現地映像業界の参加率（25%）；
 - 14.4.4 申請者の管理レベル、執行能力及び主要団体の専門性や技術能力、または過去にある経験（25%）。

- 14.5 マカオ以外の撮影チームが**外国で合法的に設立された団体**である場合、申請には追加点数が与えられ、最大 10 点が加算されます。
- 14.6 評価の点数が 60 点以上となる場合、採択されると見なされます。
- 14.7 以下の意見と記録を十分に考える上で、補助金交付を実施する団体に対して、**交付の決定をするもの**とします：
- 14.7.1 活動・プロジェクト審査委員会が表明した意見；
- 14.7.2 申請者が過去に補助金を取得したプロジェクターにおける執行能力および返済記録も考慮しなければなりません。
- 14.8 補助金額は、申請プログラムの推定規模および審査で獲得した点数に関連します。
- 14.9 予算上の制限から、補助金交付を実施する団体は申請活動／プロジェクトに対して、補助金を交付しない決定をする場合もございます。

15. 協議書

- 15.1 本基金は、補助対象者と補助金交付の決定と内容が記載される協議書を締結しなければなりません。
- 15.2 **協議書を締結しない結果**：補助対象者が、**本基金に定められる期日、時間及び場所で協議書を締結しない場合には、関連の交付決定が失効するもの**とします。ただし、不可抗力または基金行政委員会の確認により、補助対象者の責めに帰すべからざる事由は除外します。

16. プロジェクト内容の変更

- 16.1 撮影技法を含む制作計画の変更、脚本内容の変更（“あらすじ”の変更に関わらない場合）、非主要メンバーの変更など、変更する内容はプロジェクトの核心から逸脱しない限り、補助対象者が実際の状況に応じて柔軟に調整し、報告書の提出時に説明することができます。
- 16.2 プロジェクト内容の変更は以下のいずれかの状況に該当する場合、補助対象者より**申請を提出**して本基金に事前の審査許可を得る必要があります：
- 16.2.1 マカオにおける撮影スポット及びシーンの50%以上の変更；
- 16.2.2 公開放送媒介の変更；

16.2.3 補助対象者の株主、プロジェクトチームの主要メンバーの変更；

16.2.4 プロジェクト核心に関わるその他の変更。

16.3 本基金は、プロジェクトの映像作品に対するジャンルの変更申請を受け入れません。

17. 進捗報告書、総括報告書及び合意された手続業務(AUP)の実施報告書の提出

17.1 補助対象者は協議書締結の翌日から起算して**60日以内**に、プロジェクトの会計・税務サービスを提供する公認会計士、会計士事務所、または上記事務を代行できる会計士や会計会社に関する事項を書面にて本基金に知らせて、且つ関連する**業務協議書を提出**しなければなりません。

17.2 補助対象者は補助事業期間内に時間通りに以下の報告書を提出し、また指定された書式でなければなりません：

17.2.1 補助対象者、**12か月毎に翌月の末日までに基金にプロジェクト進捗報告書**を提出しなければなりません；

17.2.2 補助対象者は、プロジェクト完了後から起算して**30日以内**に総括報告書を提出し、**90日以内**に「合意された手続業務(AUP)の実施報告書」（補助対象者の雇用した公認会計士、会計士事務所、または会計・税務サービスを提供できる会計士、会計会社が、補助プロジェクトの収支状況及び財務状況について合意された手続業務(AUP)を実施してから作成したもの。また補助金受領者は各自の費用を負わなければならなりません。）を提出しなければなりません。

17.2.2.1 補助金額が**100万マカオパタカ以上**のプロジェクトの場合：補助金受領者は、最終報告書および合意された手続きの実施報告書を、公共資産監督庁管理局の「**資金提供活動またはプロジェクトの最終報告システム**」を通じて、電子的に提出し、取りまとめ要件に従ってアップロードする必要があります。

17.2.2.2 補助金額が**100万マカオパタカを超えない**プロジェクトの場合：補助金受領者は、準備要件に従い、最終報告書および合意された手続きの実施に関する報告書を**基金に提出する**必要があります。

17.3 第 17.1 項による業務合意書、及び第 17.2.2 項による合意された手続き業務(AUP)の実施報告書の書式は、公共資産監督管理局が発行した第 001/GPSAP/AF/2023 号『補助される活動及びプロジェクト査証手引』の関連規定に該当しなければなりません。

17.4 **報告書に付随する証明書類**：補助対象者がプロジェクト進捗報告書及び総括報告書を提出する際に、プロジェクトの実施状況を証明できる書類を付随しなければなりません。以下の内容を含むがこれらに限定されません：

証明書類
– マカオで撮影する制作団体メンバー全員のリスト；
– 撮影期間中の仕事写真（最低限 6 枚以上が必要とされ、撮影時間及びスポットの記載があるもの）；
– 公開放映の情報及び販売チャンネルに関する証明（オンライン販売プラットフォームのスクリーンショット若しくは映像動画サイトの発行/放映媒介のスクリーンショットを含む）；
– 放映効果の証明（興行データの証明を含む；映像動画サイト放映/ウェブサイト放送の方法を採用する場合、クリック数などの証明を提供すること）；
– メディア報道。

17.5 **報告書提出の延期申請**：不可抗力または補助対象者の責めに帰すべからざる事由により、第 17.2 項に規定される期間内に報告書を提出できない場合は、補助対象者が関連の事実が発生してから **7 営業日以内**に本基金に通知しなければなりません。

17.6 上記の状況に該当する場合、基金行政委員会の許可を得て、補助対象者が上記の事由が消滅した日の翌日から起算して **30 日以内**に報告書

を提出しなければなりません。ただし、下記の条項による規定の適用に影響しません。

17.7 理由が説明できる例外の場合、基金行政委員会は、第 17.2 項に定められる期間の延長に対して、1 回許可することができます。ただし、その延長期間が **90 日を超過してはなりません**。

17.8 書類に不備があると本基金に指摘された場合、補助対象者は本基金の指定期間内に補充説明の書類を提出しなければなりません。期限内に提出できない場合には、提出済の書類に基づき、手続きを継続するものとします。

18. 経費の確認

18.1 **経費確認の目的及び強制性**：補助対象者が補助される活動及びプロジェクトにおいて、実際に支出した経費が本規則に定められる受給できる経費に該当することを確定するため、**経費は本基金の確認を得なければなりません**。

18.2 **確認の方法**：補助対象者が合意された**手続業務(AUP)の実施報告書**を提出することによって、**実費精算**の方式で行われます。なお、補助対象者は、第 21.1.9 項の規定により、必要な場合に本基金の検査を受けるために領収書を保存するものとします。

18.3 **領収書に対する要求**：

18.3.1 **経費の対象が会社若しくは機構である場合**：関連の経費証明書、即ち会社若しくは機構発行の請求書或いは領収書などに、売買双方の名称・氏名、製品或いはサービスの名称、発行日付、伝票番号、金額及び売手の連絡先（住所、電話番号、メールアドレスなど）が記載されているか、または補助対象者が上記の連絡事項を明記しなければなりません。不動産の賃借りに関わる場合、上記資料のほか、請求書或いは領収書に、当該不動産の住所を記載しなければなりません。

18.3.2 **経費の対象が個人事業主（自然人）である場合**：関連の経費証明書、即ち個人発行の領収書（売買双方の名称・氏名、製品或いはサービスの名称、発行日付、伝票番号、金額及び売

手の連絡先：住所、電話番号、メールアドレスなどが記載されているもの、または補助対象者が上記の連絡事項を明記したもの）、営業税M/7表（顧客及び発行者の名称・氏名、サービスの名称、発行者の税務番号、発行日付、伝票番号、職業税規則付表に記された業務及び金額が記載されたもの）などが含まれます。

18.3.3 領収書に関するその他の要求：

- 18.3.3.1 領収書の経費金額に割引が含まれている場合、実際の支払額を明記しなければなりません；
- 18.3.3.2 マカオパタカ（MOP）以外の通貨を使用した取引の場合、補助対象者が関連した通貨名及び為替レートを明記しなければなりません；
- 18.3.3.3 領収書に不備がある場合、補助対象者は書面にて説明し、なお署名者として関連の書類に署名し、且つ署名日を記載しなければなりません。
- 18.3.3.4 領収書に記載された資料を訂正する必要がある場合、関連の製品及びサービスの提供者は事実に基づいて訂正し、訂正箇所を確認のための捺印をしなければなりません。
- 18.3.3.5 取引が第 19 項に規定される「関連当事者との取引」に関わる場合、補助対象者は領収書に明記したうえで、且つ関連取引当事者の連絡先情報を提供しなければなりません。

19. 関連当事者との取引

19.1 申請者が、以下のいずれかの状況に該当する仕入先から、サービス或いは製品を購入しようとする場合は、申請書類に取引先の名称、申請者との関係及び予定の取引内容を**事前に開示**しなければなりません。

19.1.1 申請者（個人事業主—自然人）が仕入先の株主、仕入先の行政管理機関のメンバーである場合；

19.1.2 申請者（個人事業主—自然人）の配偶者／親／子供が仕入先、

仕入先の株主、仕入先の行政管理機関のメンバーである場合；

19.1.3 申請者（法人企業）の株主、行政管理機関のメンバー及び上記両者の配偶者/親/子供が仕入先、仕入先の株主、仕入先の行政管理機関のメンバーである場合；

19.1.4 申請者（法人企業）が仕入先の株主である場合；

19.2 上記に記載された関連当事者との取引について、基金補助金の利用の有無にかかわらず、サービスまたは物品に対する合計 10 万マカオパタカ以上の支出が、同一の供給業者から申請者に提供された場合、申請者は、最終報告書において、当該取引の関係者の連絡先を報告し、提供する必要があります。

19.3 上記に記載された報告すべき状況、また 19.1 項で言及された関連サプライヤーが、基金の補助金を利用して支出した費用について、補助金受領者は、プロジェクト進捗報告書及び総括報告書において、少なくとも 2 社の非関連当事者の仕入先（即ち第 19.1 項に該当しない仕入先）から事前に見積もり依頼を行ったことを証明できる書類を申告及び提供しなければなりません。本基金は、最低価格の見積もりを経費の上限として確認し、もし申請者が関連証明書を提出できない場合には、当該経費が本基金からの補助金を使用して支払われません。

20. 補助金交付の方法

20.1 補助金が以下の表の比例によって交付されるものとします：

	初期交付	終期交付（総括報告書が承認された後）
補助金割当の交付比例	80%	20%

21. 補助対象者の義務

21.1 補助対象者が以下の義務を履行しなければなりません：

21.1.1 事実通りに資料を提出し且つ声明をすること；

- 21.1.2 補助金を交付決定書に明記された目的に使用すること；
- 21.1.3 補助される活動及びプロジェクトを慎重且つ合理的に計画及び手配すること；
- 21.1.4 第17項に規定される報告書を時間通りに提出すること；
- 21.1.5 関連の収支及び財務状況の検査を含め、本基金が補助金の運用に対する監察を受け入れ且つ協力すること；
- 21.1.6 自分から関連部門（マカオ特別行政区及びマカオ以外）にプロジェクトに必要とされる各種ライセンス及び許可書類を申請且つ取得しなければなりません；
- 21.1.7 第23.3.1項の規定により、補助金を返還すること；
- 21.1.8 指定の用途に使用されない補助金を差し戻すこと；
- 21.1.9 補助される活動/プロジェクトの収支証明書の原本を5年以上保留すること；
- 21.1.10 プロジェクト補助金の入金専用口座を開設すること。補助対象者は、プロジェクトの収入及びプライベート資金を専用口座に振り込むことができます。また、未使用の補助金を専用口座に預けてあることを確保しなければなりません。運営上の理由で、未使用の補助金を他の口座に振り込む場合は、関連の証明書類を提出しなければなりません；
- 21.1.11 プロジェクトに関する本基金の監察仕事、トレーニング及び宣伝活動に対して積極的に協力し、本基金がプロジェクトの全過程を文字、録画、撮影、その他の形で記録する権利を有することを同意すること；
- 21.1.12 映画およびテレビ作品、プロジェクトに関する如何なる宣伝活動、ニュース及び宣伝物品において、「マカオ特別行政区文化発展基金補助」、若しくは「補助団体：マカオ特別行政区文化発展基金」を明記し；
- 21.1.13 協議書を締結した後、申請プロジェクトに関する基本資料及び成果を本基金サイト及び対外の公開書類に公表されることを同意し、これによって施政の宣伝をするものとする；
- 21.1.14 申請プロジェクトの内容及びプロジェクトの実施手順がい

ずれも法律規定に違反しないことを保証し、プロジェクトの成果及びプロジェクト成果を生じるプロセスの合法性、即ち使用の道具、採用された措置方法及び獲得された情報などの合法性を確保すること；

21.1.15 本基金と締結した協議書に定められる条項を守ること；

21.1.16 本基金及び公共資産監督企画管理局が監察のために発行する手引を守ること；

21.1.17 第18/2022号の行政規則『マカオ特別行政区公共財政補助金制度』、第5/2023号社会文化司司長によって許可される『文化発展基金補助金交付規則』、その他の適用法律法規及び本規則の規定を守ること。

21.2 本基金に補助されるプロジェクトは、マカオの他の公共部門若しくは公共団体の補助金を兼ねて受給してはなりません。

22. 実施の終止、或いは活動及びプロジェクトの未完了

22.1 補助事業期間内に、以下のいずれかの状況が発生した、補助対象者が実施の終止を申請した場合には、本基金は、活動及びプロジェクトの実施を終止することを許可できます。

22.1.1 不可抗力または本基金の確認により、補助対象者の責めに帰すべからざる事由から、活動／プロジェクトは補助事業期間内に完了すると予想されません。

22.1.2 補助対象者は、受け取った助成金を全額返還することを約束します。

22.2 第 22.1 項による申請が許可されず、且つ補助対象者が関連活動及びプロジェクトの実施を継続しない場合には、本基金は補助金交付の決定を取り消さなければなりません。

22.3 第 22.1.1 項に記載された状況の場合、終止プロセスのため、補助対象者は本基金が指定する期間内に総括報告書を提出しなければなりません。

22.4 第 22.1.2 項に記載された状況の場合、補助対象者は、申請承認の通知を受け取った日から 30 日以内に受け取った資金を全額返還しなければ

ばなりません。返還しない場合、資金は強制徴収の対象となり、返還期間の満了日から2年以内に資金申請は拒否されます。

- 22.5 補助期間満了後、補助対象者が、不可抗力または本基金の確認により、補助対象者の責めに帰すべからざる事由で、活動／プロジェクトを完成できない場合、本基金は終止プロセスを進めるものとします。なお、その理由が本基金の承認を得ない場合、本基金が補助金交付を取り消す必要があります。

23. 補助金交付の取り消し

23.1 本基金が補助金交付を取り消す必要のある場合：

- 23.1.1 補助対象者が虚偽声明をし、虚偽資料を提出してまたはその他の不法手段を用いて補助金を取得した場合；
- 23.1.2 補助対象者が補助金を補助金交付の決定以外の用途に使用した場合；
- 23.1.3 補助対象者が、補助される活動及びプロジェクトを慎重且つ合理的に企画及び手配する義務に違反することにより、参加者若しくは公共利益、特に公衆安全や社会秩序に深刻なリスク或いは損害を与えた場合；
- 23.1.4 補助対象者による活動が国家安全に危害を加え、公的秩序または善良風俗に違反した場合；
- 23.1.5 第3項の補助対象範囲、第4項の補助要求、第5項の申請資格及び補助対象者に該当しなくなり、且つ本基金に定められる期間内に不適切な事態が是正されなかった場合；
- 23.1.6 本規則に定められる補助金交付を取り消す必要のあるその他の状況。

23.2 本基金が補助金交付を取り消す可能性のある場合：

- 23.2.1 プロジェクトの進捗状況の審査結果により、核心からの逸脱が認められた場合；
- 23.2.2 第16.2項に規定される変更申請が許可されなかったにもかかわらず、補助対象者が変更内容を継続して実施した場合。
- 23.2.3 本規則のその他の規定に違反した場合。

23.3 補助金交付を取り消した結果：

23.3.1 補助対象者は、関連通知を受けた日から起算して30日以内に受給されたすべての補助金を返還しなければなりません。

23.3.2 本基金は、補助対象者が補助金交付を取り消す結果に関する通知を受けた日から起算して2年間に、提出する補助申請を拒否するものとします。

23.4 前項で言及した金額を返却しなかった場合の結果：

23.4.1 所定の期間内に交付された補助金の未払い額について十分な正当性のある書面を提出することなく返済しない場合、財局税務執行處（REF）により強制徴収されます。

24. 報告書提出遅延の結果—補助金控除

24.1 補助対象者が、報告書の提出を遅延した場合、本基金が以下のように補助金控除をするものとします。

状況	補助金控除
期限を過ぎてプロジェクト進捗報告書、総括報告書、または合意された手続業務(AUP)の実施報告書の提出（延期提出が許可された場合を除外します）	<ol style="list-style-type: none">第17.2項に定められる期限まで報告書を提出できない場合、1回の規定違反が記録されます。発生回数によって、以下のようにプロジェクトの補助金は相応する割合によって控除されます。<ul style="list-style-type: none">1回発生する場合は5%を控除する2回発生する場合は10%を控除する3回またはそれ以上発生する場合は15%を控除する上記の補助金控除の状況は、第9項（補助金の調整）と重ねて計算し、控除後の補助金＝補助金交付額*(1-A)*(1-B)，A及びBが補助金控除及び調整の割合である。

	備考： Aは第9項に規定される補助金調整の割合； Bは報告書提出遅延による補助金控除の割合；
--	--

25. その他

- 25.1 本基金は、プロジェクトに使用される補助金のみを提供し、補助対象者の如何なるビジネス活動或いはビジネス決策には一切関与しません。また、補助対象者がプロジェクトを行う過程にあるすべての決策、活動及び言論などが、いずれも本基金の立場を代表しません。
- 25.2 補助対象者は、マカオ特別行政区、中国大陸またはその他の国と地域の法律を守らなければなりません。企業の如何なる活動或いは決策によってマカオ特別行政区、中国大陸またはその他の国と地域の法律に違反し、民事、刑事または行政上の責任につながる場合には、補助対象者が自ら責任を負うものとします。
- 25.3 補助対象者は、自分から関連部門（マカオ特別行政区及びマカオ以外）にプロジェクトに必要とされる各種ライセンス及び許可書類を申請且つ取得しなければなりません。
- 25.4 当該プログラムに参加することにより、申請者は本規則をすでに読み、理解し、且つ本規則に定められるすべての条項及び内容を異議なく守ることを同意したものと見なされます。
- 25.5 本規則に定められない事項については、マカオ特別行政区に適用される法律法規、特に第 40/2021 号行政法規『文化發展基金の組織及び運作』、第 18/2022 号の行政法規『マカオ特別行政区公共財政補助金制度』、第 5/2023 号社会文化司司長によって許可される『文化發展基金補助金交付規則』及びその他の文化發展基金補助金に関する規定に準拠して実施されるものとします。
- 25.6 本基金は、本規則に対して最終の解釈権及び決定権を有するものとします。

25.7 お問い合わせ：

電話番号：2850 1000；

ファックス：2850 1010；

メールアドレス：dgaf@fdc.gov.mo